

○施設等利用費の請求に係る必要書類一覧

施設 類型	必要書類	提出期限
新制度未移行幼稚園	<b>入園料・保育料</b>	
	①【未移行幼稚園】施設等利用費請求書（法定代理受領用）	原則毎月5日まで （当月分・前月途中入退園分）
	②【別紙（未移行幼稚園用）】施設等利用費請求金額内訳書	
	③【別紙（未移行幼稚園用）】施設等利用費請求金額内訳書（途中入退園用） ※ 前月に途中入退園があり、精算が必要な場合のみ提出してください。	
	<b>預かり保育事業</b>	
	①【預かり保育・一時預かり（幼稚園型）】施設等利用費請求書 （法定代理受領用）	4～9月分：10月予定 10～翌3月分：4月予定 ※別途お知らせいたします。
② 預かり保育・一時預かり（幼稚園型）事業利用実績報告書 兼 特定子ども・子育て支援提供証明書	原則毎月5日まで （前月分）	
<b>その他</b>		
① 法定代理受領に係る委任状（共通） ※ 法定代理受領の場合、保護者からの委任状（代理請求・代理受領）が必要となります。委任状は、各園にて保管してください。	※市提出不要	
認定こども園	<b>一時預かり事業（幼稚園型）</b>	
	①【預かり保育・一時預かり（幼稚園型）】施設等利用費請求書 （法定代理受領用）	4～9月分：10月予定 10～翌3月分；4月予定 ※別途お知らせいたします。
	② 預かり保育・一時預かり（幼稚園型）事業利用実績報告書 兼 特定子ども・子育て支援提供証明書	毎月の特別保育実績調書に あわせて提出
	<b>一時預かり事業（一般型）</b>	
	① 一時預かり事業（一般型）利用児童名簿 ※ 一般型は償還払いとなりますが、毎月の利用実績を確認する必要があることから、現在、特別保育で提出していただいている「利用児童名簿」により実績を確認いたします。なお、今後は可能な限り、保護者の方に利用児童が入所している施設名を確認し、名簿に施設名を記載していただくようご協力をお願いいたします。（様式を一部修正しました。）	毎月の特別保育実績調書に あわせて提出（前月分）
	<b>その他</b>	
① 委任状（共通） ※ 法定代理受領（幼稚園型）の場合、保護者からの委任状（代理請求・代理受領）が必要となります。委任状は、各園にて保管してください。	※市提出不要	
地域型保育事業所 ・ 保育所	<b>一時預かり事業（一般型）</b>	
	① 一時預かり事業（一般型）利用児童名簿 ※ 一般型は償還払いとなりますが、毎月の利用実績を確認する必要があることから、現在、特別保育で提出していただいている「利用児童名簿」により実績を確認いたします。なお、今後は可能な限り、保護者の方に利用児童が入所している施設名を確認し、名簿に施設名を記載していただくようご協力をお願いいたします。（様式を一部修正しました。）	毎月の特別保育実績調書に あわせて提出（前月分）

新制度移行幼稚園	<b>預かり保育・一時預かり事業（幼稚園型）</b>	
	①【預かり保育・一時預かり（幼稚園型）】施設等利用費請求書 （法定代理受領用）	4～9月分：10月予定 10～翌3月分；4月予定 ※別途お知らせいたします。
	② 預かり保育・一時預かり（幼稚園型）事業利用実績報告書 兼 特定子ども・子育て支援提供証明書	原則毎月5日まで （前月分）
	<b>一時預かり（非在園児分）</b>	
	① 一時預かり利用実績報告書 ※ 一時預かり（非在園児分）は償還払いとなりますが、毎月の利用実績の確認のため提出が必要となります。	原則毎月5日まで （前月分）
	<b>その他</b>	
① 委任状（共通） ※ 法定代理受領（幼稚園型）の場合、保護者からの委任状（代理請求・代理受領）が必要となります。委任状は、各園にて保管してください。	※市提出不要	
認可外保育施設 （一般・事業所内）	<b>保育料（月極・定期）</b>	
	①【認可外（一般、事業所内）用】施設等利用費請求書（法定代理受領用）	原則毎月5日まで （当月分・前月途中入退園分）
	②【別紙（認可外保育施設（一般、事業所内）用）】施設等利用費請求金額内訳書	
	③【別紙（認可外保育施設（一般、事業所内）用）】施設等利用費請求金額内訳書 （途中入退園用） ※ 前月に途中入退園があり、精算が必要な場合のみ提出してください。	
	<b>一時預かり</b>	
	① 一時預かり利用実績報告書 ※ 一時預かりは償還払いとなりますが、毎月の利用実績の確認のため提出が必要となります。	原則毎月5日まで （前月分）
<b>その他</b>		
① 委任状（共通） ※ 法定代理受領の場合、保護者からの委任状（代理請求・代理受領）が必要となります。委任状は、各園にて保管してください。	※市提出不要	
企業主導型保育 事業所	<b>保育料</b>	
	※ 児童育成協会の手続きによる	—
	<b>一時預かり</b>	
①一時預かり利用実績報告書 ※ 企業主導型保育事業の利用者以外の児童が一時預かりを利用した場合、無償化の対象となる場合がありますので、提出をお願いいたします。	原則5日まで （前月分）	